

「研究」に係る提出書類一覧【カテゴリ3・4】

(在留資格変更許可申請用)

〈表2〉

No.	提出書類	提出の要否		チェックボックス
		所属機関のカテゴリ		
		カテゴリ3	カテゴリ4	
6	<p>申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1) 労働契約を締結する場合 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書</p> <p>(2) 日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し</p> <p>(3) 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書</p>	○	○	□
7	<p>申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書</p> <p>(1) 関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書</p> <p>(2) 基準省令第1号の適用を受ける者の場合は次のいずれかの文書 ア 大学等の卒業証明書、これと同等以上の教育を受けたことを証明する文書又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書 イ 研究の経験期間を証明するもの(大学院又は大学において研究した期間を含む。)</p> <p>(3) 基準省令ただし書きの適用をうける者の場合 ア 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関(転勤の直前1年以内に申請人が研究の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に勤務していた本邦の機関を含む。)の文書 イ 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料 (ア) 同一の法人内の転勤の場合 外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料 (イ) 日本法人への出向の場合 当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料 (ウ) 日本に事業所を有する外国法人への出向の場合 ・当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料 ・当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料</p>	○	○	□
8	<p>事業内容を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1) 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引業務を含む。)等が詳細に記載された案内書</p> <p>(2) その他勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書</p>	○	○	□
9	<p>直近の年度の決算文書の写し(ただし転勤して研究を行う業務に従事する場合に限る。) ※新規事業の場合は事業計画書を提出願います。</p>	△	△	□
10	<p>所属機関の代表者に関する申告書(参考様式)</p>	○	○	□
11	<p>前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料</p> <p>(2) 上記(1)を除く機関の場合 ア 給与支払事務所等の開設届書の写し イ 次のいずれかの資料 (ア) 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付のあるものの写し) (イ) 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料</p>		○	□